

クレーンの運転業務に係る特別教育（学科）開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

事業者は労働者を下記(1)、(2)のクレーンの**運転業務**（移動式クレーンを除く）に従事させる時、労働安全衛生法第59条、規則第36条15号の規定により、当該労働者について特別教育を行わなければなりません。

(1) つり上げ荷重が5トン未満のクレーン

(2) つり上げ荷重が5トン以上の跨（こ）線テルハ

つきましては、標記の特別教育（学科）を開催いたしますので、この機会に是非受講されますようご案内いたします。

記

1. 講習日時（学科） 令和4年7月20日（水） 13:10～16:40（受付開始30分前から）
令和4年7月21日（木） 9:00～16:40（受付開始30分前から）
2. 会場 堺労働基準協会会議室 堺市堺区中安井町3丁4-11（旧大和産業ビル2F）
3. 教育科目 クレーンに関する知識 3時間
関係法令 1時間
クレーン運転のために必要な力学に関する知識 2時間
原動機および電気に関する知識 3時間
4. 講習料 会員 1名 13,300円（受講料 11,595円、テキスト代 1,705円(消費税込み)）
会員外 1名 14,900円（受講料 13,195円、テキスト代 1,705円(消費税込み)）
5. 定員 30名（定員になり次第締めきります）
6. 申込み 受講申込書、講習料を添えて**堺労働基準協会**まで持参下さい。（ファックス可）
*協会へ直接申し込みに来られる方は、前日に協会へ連絡ください。
(銀行振込の場合)
①振込先：三井住友銀行 堺支店 普通預金 0961938 堺労働基準協会
②申込書を堺労働基準協会にFAX(072-232-7000)の上、着信確認願います。
③講習料全額を申込後1週間内以内に振込み下さい。
7. 申込先 堺労働基準協会（〒590-0063 堺市堺区中安井町3-4-11）
8. 申込期日 受講日の2週間前まで
9. その他 *振込み以降のキャンセル、当日欠席されても講習料は返金いたしません。
*駐車場はありません。公共交通機関を利用下さい。
*昼食は各自で済ませて下さい。
*全講習時間を受講された方に修了証を交付します。
*受講期間中の災害事故については、当協会は一切関知いたしません。
*問合せ先：堺労働基準協会（TEL 072-233-5396）へ連絡下さい。